名古屋港における地震・津波への対策基準について

【制定】　平成２３年６月２７日
【改正】　平成２８年２月９日
平成２９年７月１０日
平成３０年８月２１日
令和３年１２月１日
令和７年５月２１日

名古屋港台風・地震津波対策委員会（以下「委員会」という。）における地震・津波への対策基準を以下のとおり定める。

１　勧告の区分等

名古屋港において港長が発令する港則法第３９条第４項に基づく勧告の区分は以下のとおりとする。

（１）津波注意報、津波警報、大津波警報（以下、「津波警報等」という。）が発表された場合（別表１のとおり）

ア　第一警戒体制（準備体制）

イ　第二警戒体制（避難体制）

ウ　航行自粛

（２）南海トラフ地震臨時情報が発表された場合（別表２のとおり）

南海トラフ地震警戒強化

なお、津波警報等又は南海トラフ地震臨時情報に関する情報を入手した関係団体等は、勧告の発令を待たずして、速やかに別表１－２又は別表２による措置を講じること。

また、勧告の解除については、津波警報等に関する情報が解除された時点、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に切り替わった時点を原則とし、別途伝達する。

２　津波警報等に関する情報解除時の対応

係留施設の管理者にあっては、係留施設の安全を確認すること。なお、船舶等の着岸係留に支障を認めた場合には、関係官公庁に連絡すること。

３　情報伝達

港内在泊船舶等に対する情報の伝達は、別表３「地震津波情報等伝達系統」の

とおりとする。

4　退避海域等

（1）　退避海域

港内在泊船舶は、港外の水深が深く十分広い海域で航路筋から離れた海域に退避すること。（別図：伊勢湾広域　船舶津波対応マップ　参照）

（2）　港外退避順序

準備を完了した船舶からの退避を原則とするが、津波襲来までに時間的余裕があり退避順序を整理する必要がある場合には、二次災害の危険度等を考慮して、危険物を積載している船舶、運転の不自由な船舶、その他の船舶（大型船から小型船）の順とする。

（3）　退避完了後の措置

避泊船舶は、無線電話等により関係機関との通信連絡体制を確保すること。

5　第二警戒体制発令等に伴う管制信号の運用

第二警戒体制発令等に伴い管制信号を原則別紙のとおりとする。

6　緊急措置

津波到達までに時間的余裕がなく港外退避措置が取れない場合は、岸壁係留中の船舶にあっては、係留索の増し取りによる係留強化を行うなどの可能な限りの保安対策を講じると共に、名古屋港長に対し係留施設名及び船名、船種、総トン数並びに積荷の種類、概略数量を連絡すること。

また、錨泊中の船舶は津波の襲来を受ける可能性がある場合には、走錨に備え機関を始動しておくこと。

7　船舶自動識別装置（ＡＩＳ）を利用した船舶対応の連絡

船舶自動識別装置（ＡＩＳ）を有する船舶においては、目的地に関する情報に、港外退避をする場合は「＞ＪＰ　ＮＧＯ　ＯＵＴ」と入力し、係留避泊をする場合は「＞ＪＰ　ＮＧＯ　ＳＴＡＹ」と入力することにより、自船の対応を付近船舶、関係機関及び関係団体等に連絡することができる。

この場合、係留避泊をする船舶は、前記６前段記載の名古屋港長への連絡を省略することができる。

8　その他

「津波警報等」発表中に「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合は、別

表１の勧告の区分と対策内容等が優先される。

　また、「南海トラフ地震臨時情報」発表中に「津波警報等」が発表された場合は、別表１の勧告の区分と対策内容等に切り替える。

　なお、「津波警報等」による勧告が解除された際に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されている場合は、別表２の南海トラフ地震警戒強化に切り替える。

別　表1

勧告の区分と対策内容等

<table>
<tr><th>勧告の区分</th><th>地震津波に
関する情報</th><th colspan="2">対　策　内　容　等</th></tr>
<tr><td>第一警戒体制
（準備体制）</td><td>津波注意報</td><td colspan="2">1　在泊船は、荷役を中止し、港外退避の準備をすること。
2　工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。
3　筏は、貯木場への収容準備又は流出防止の準備をすること。
4　設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。
・国際ＶＨＦ１６チャンネルを常時聴取すること。
・可能な場合には、ＡＩＳを送信状態とすること。
・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。
・関連情報及び気象海象状況に留意すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第二警戒体制
（避難体制）</td><td rowspan="2">津波警報
大津波警報</td><td>津波襲来までの時間的余裕がある場合</td><td>1　在泊船は、荷役を中止し、港外へ退避すること。
2　工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。
3　筏は、貯木場へ収容すること。
4　設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。
・国際ＶＨＦ１６チャンネルを常時聴取すること。
・可能な場合には、ＡＩＳを送信状態とすること。
・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。
・関連情報及び気象海象状況に留意すること。</td></tr>
<tr><td>津波襲来までの時間的余裕がない場合</td><td>1　在泊船は、荷役を中止し、港外退避又は係留強化等の措置を講じること。
2　工事作業船は、工事作業を中止し、港外退避、係留強化、流出の防止等の措置を講じること。
3　筏は、流出の防止を図ること。
4　設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。
・国際ＶＨＦ１６チャンネルを常時聴取すること。
・可能な場合には、ＡＩＳを送信状態とすること。
・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。
・関連情報及び気象海象状況に留意すること。</td></tr>
<tr><td>航行自粛</td><td>注意報・警報解除後
（上記勧告等の解除後）
※</td><td colspan="2">船舶は港内において航行を自粛すること。</td></tr>
</table>

※地震・津波の被害により、船舶交通の危険が発生し、または発生のおそれがある場合、航行自粛勧告を発令し、被害状況調査等が終了した後、同勧告を解除する。

別　表１－２

地震津波に対する船舶等の対応表

津波警報・注意報（伊勢・三河湾）

地震津波に関する情報	津波襲来までの時間的余裕の有無	船舶等の対応		
		港内在泊船	工事作業船	いかだ
津波注意報		・荷役中止 ・原則港外退避準備	・工事作業中止 ・港外退避又は流出防止	・貯木場へ収容又は流出防止
津波警報 大津波警報	有	・荷役中止 ・港外退避	・工事作業中止 ・港外退避又は流出防止	・貯木場へ収容
	無	・荷役中止 ・港外退避又は係留避泊	・工事作業中止 ・港外退避、係留避泊又は流出防止	・流出防止

(注)係留避泊とは、「係留索の増し取り等の係留強化」「機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗すること」を含む

別　表２

勧告の区分と対策内容等

勧告の区分	地震津波に 関する情報	対　　策　　内　　容　　等
－ （情報伝達） ※１	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。
	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の情報伝達がなされる。
－ （注意喚起） ※２	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	１　南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。 ２　連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと。
南海トラフ地震警戒強化	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	１　在泊船は、避難準備を行い、必要に応じて直ちに出港できるように準備すること。 ２　南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること。 ３　避難に必要な支援体制を受けられない場合は、早期の港外避難、港内避泊、係留強化又は陸上避難を考慮した自主的な避難行動をとること。
解除	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に切り替わった場合	巨大地震注意に切り替わった時点で警戒体制を解除とする。 原則として発表から１週間が経過した時点で巨大地震注意に切り替わる。

※１　南海トラフ地震臨時情報（調査中及び調査終了）が発表された場合、情報伝達を行う。

※２　注意喚起について、「政府としての特別な注意の呼びかけの終了」がなされた時点で終了とする。原則として１週間が経過した時点で「政府としての特別な注意の呼びかけの終了」がなされる。

別　表３

地震津波情報等伝達系統

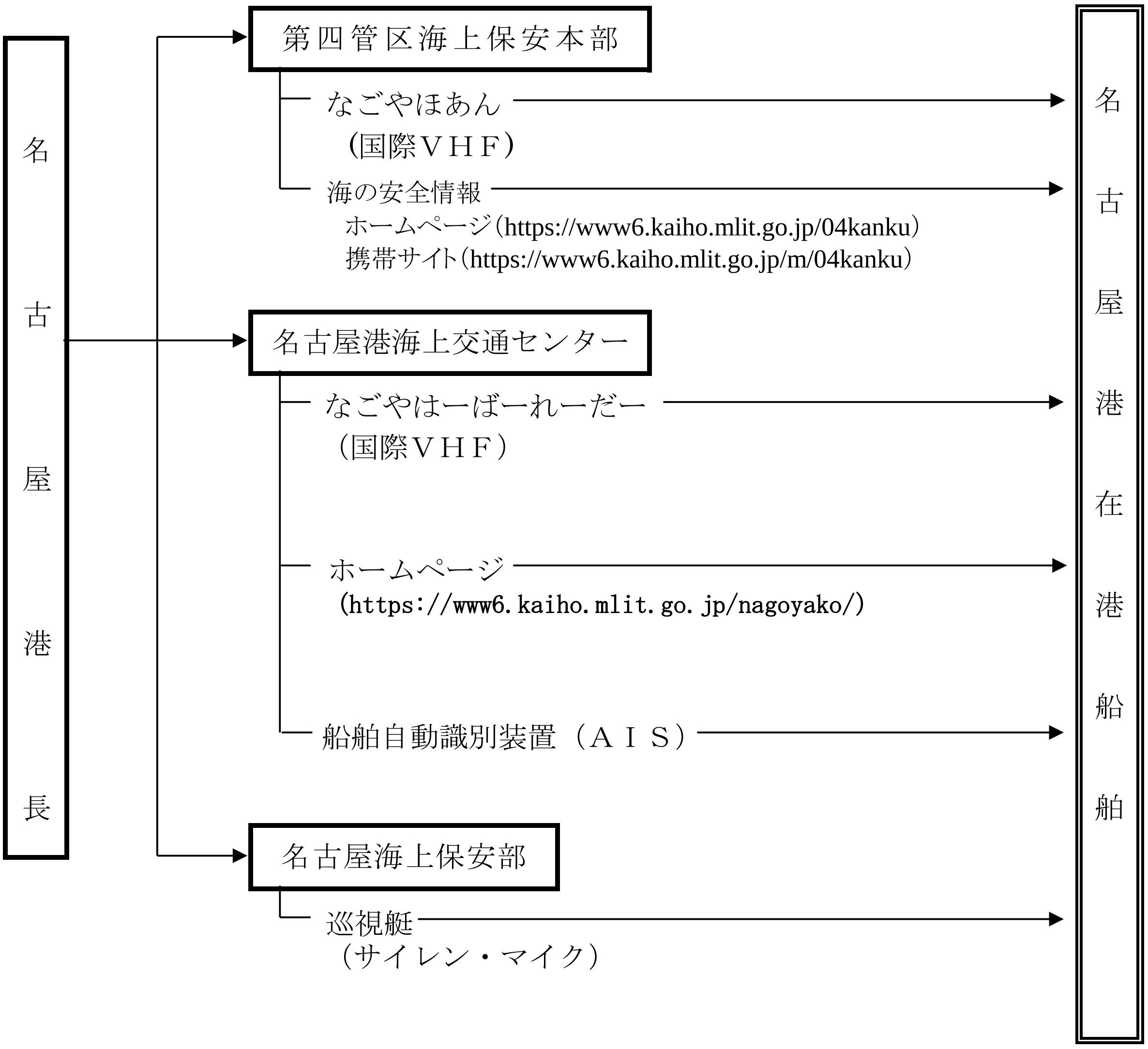

別　図

津波グラフを参考にする際の注意点

・本マップに記載した津波グラフは、**地震発生直後から 180 分までの水位･流向･流速の変化**を示す。
・津波シミュレーションでは、**潮汐による潮流は加味されていない。**よって、津波による流れと潮流の流向が同じ場合には、津波グラフに示すよりも流速が速くなる可能性があり、逆方向の場合は渦などが発生し、複雑な流れとなる可能性がある。
・本津波グラフは、海上保安庁海洋情報部が実施した津波シミュレーションの結果をもとに作成した。

① 名古屋港沖

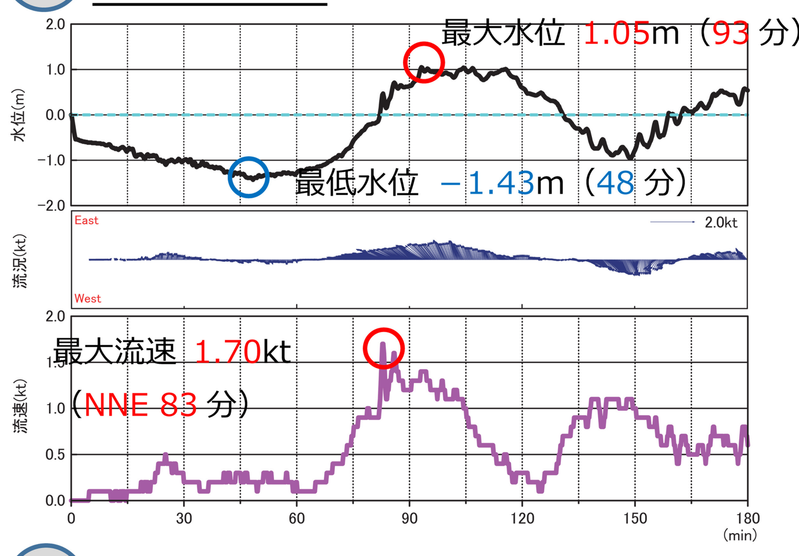

② 四日市港沖

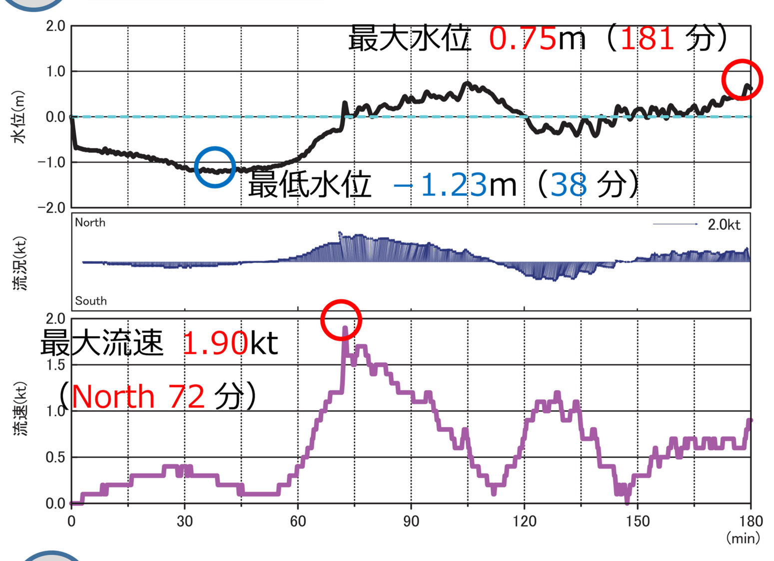

③ 衣浦港沖

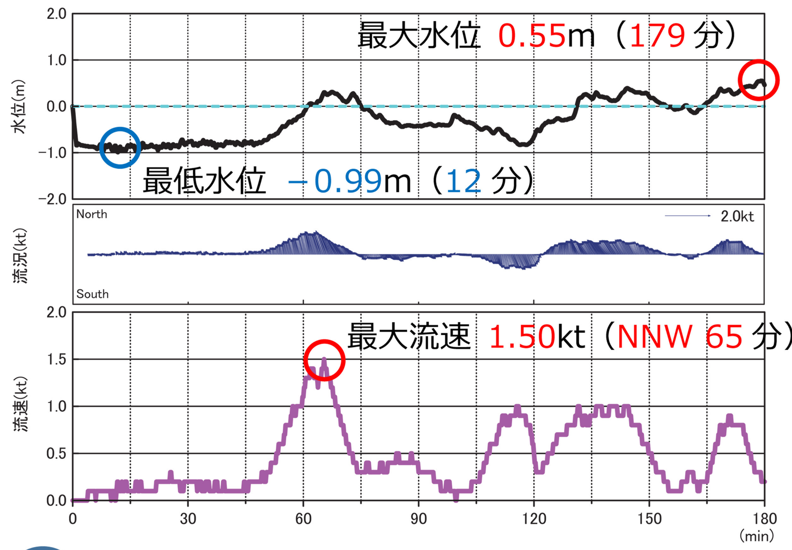

④ 伊勢湾中央

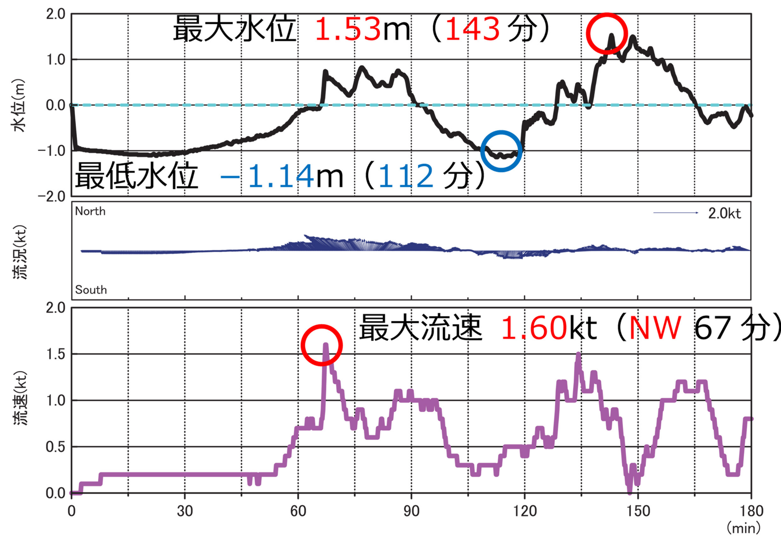

⑤ 三河港沖

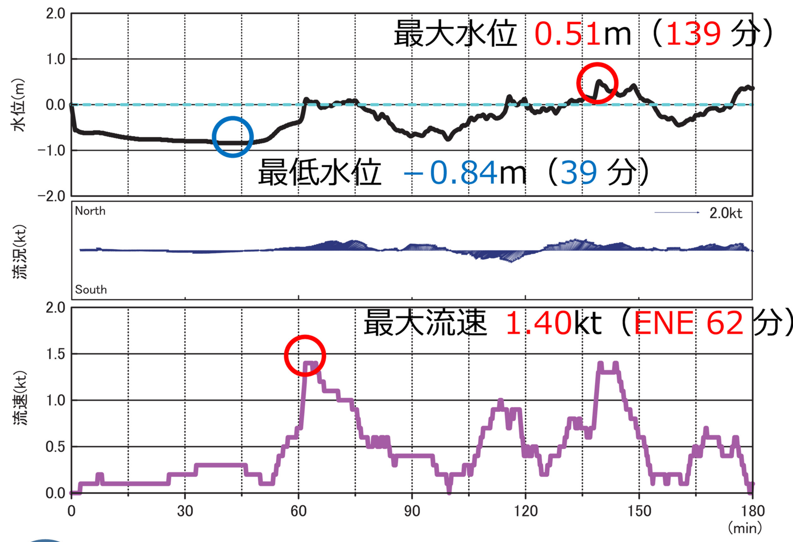

⑥ 津港　松阪港沖

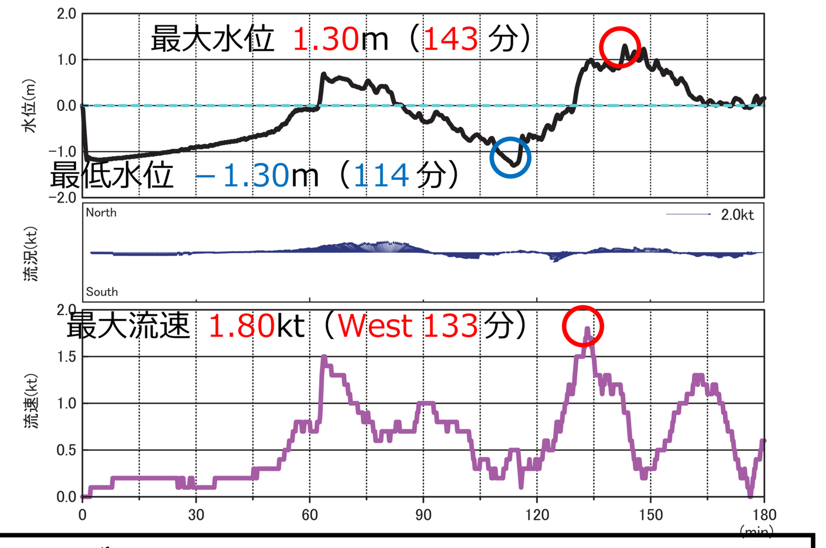

⑦ 伊良湖水道航路中央

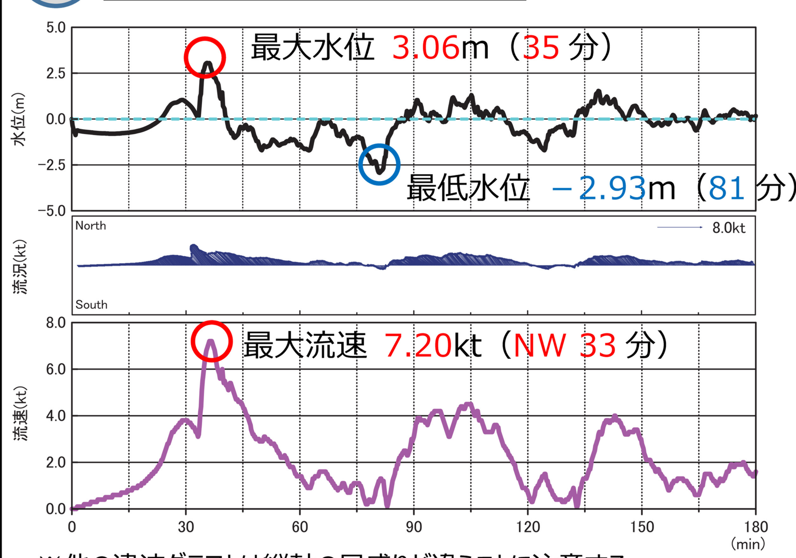

※他の津波グラフとは縦軸の目盛りが違うことに注意する。

津波グラフの読み方

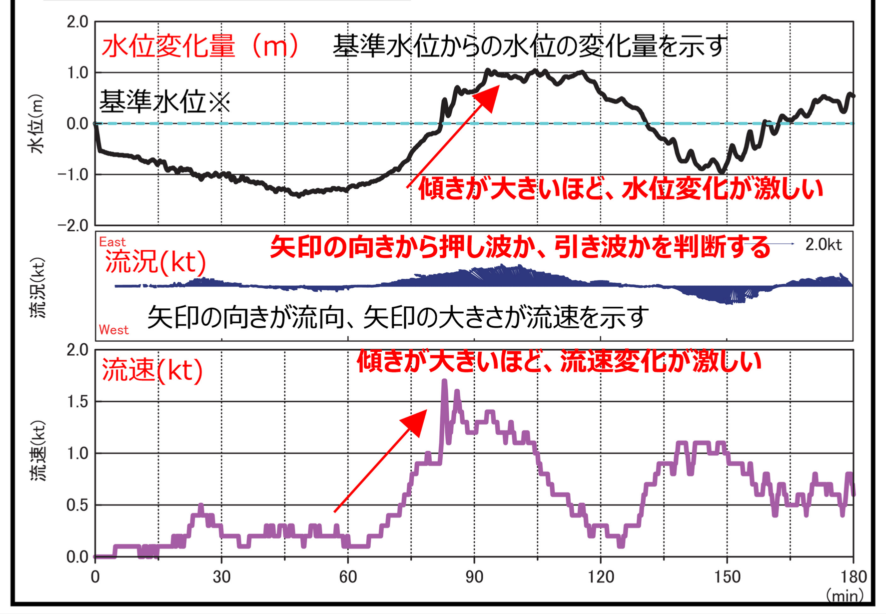

断層モデル：駿河湾～紀伊半島沖に『大すべり域+超大すべり』（ケース①）

断層面積Ｓ（km²）	140,000
地震モーメント Mo（N･m）	6.1×10^{22}
平均すべり量Ｄ（m）	10.3
モーメントマグニチュード Mw	9.1

本断層モデルは、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）（平成 24 年 8 月 29 日発表）」により公表されたものである。
使用した断層モデルは、内閣府より公表された 11 ケースの中から、本図の区域において、浸水面積が最大となるモデルを選定した。

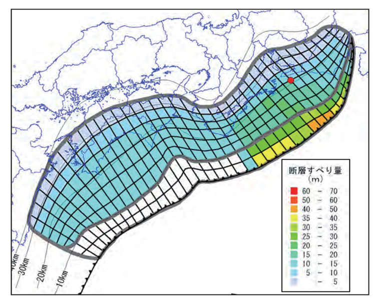

伊勢湾広域　船舶津波対応マップ

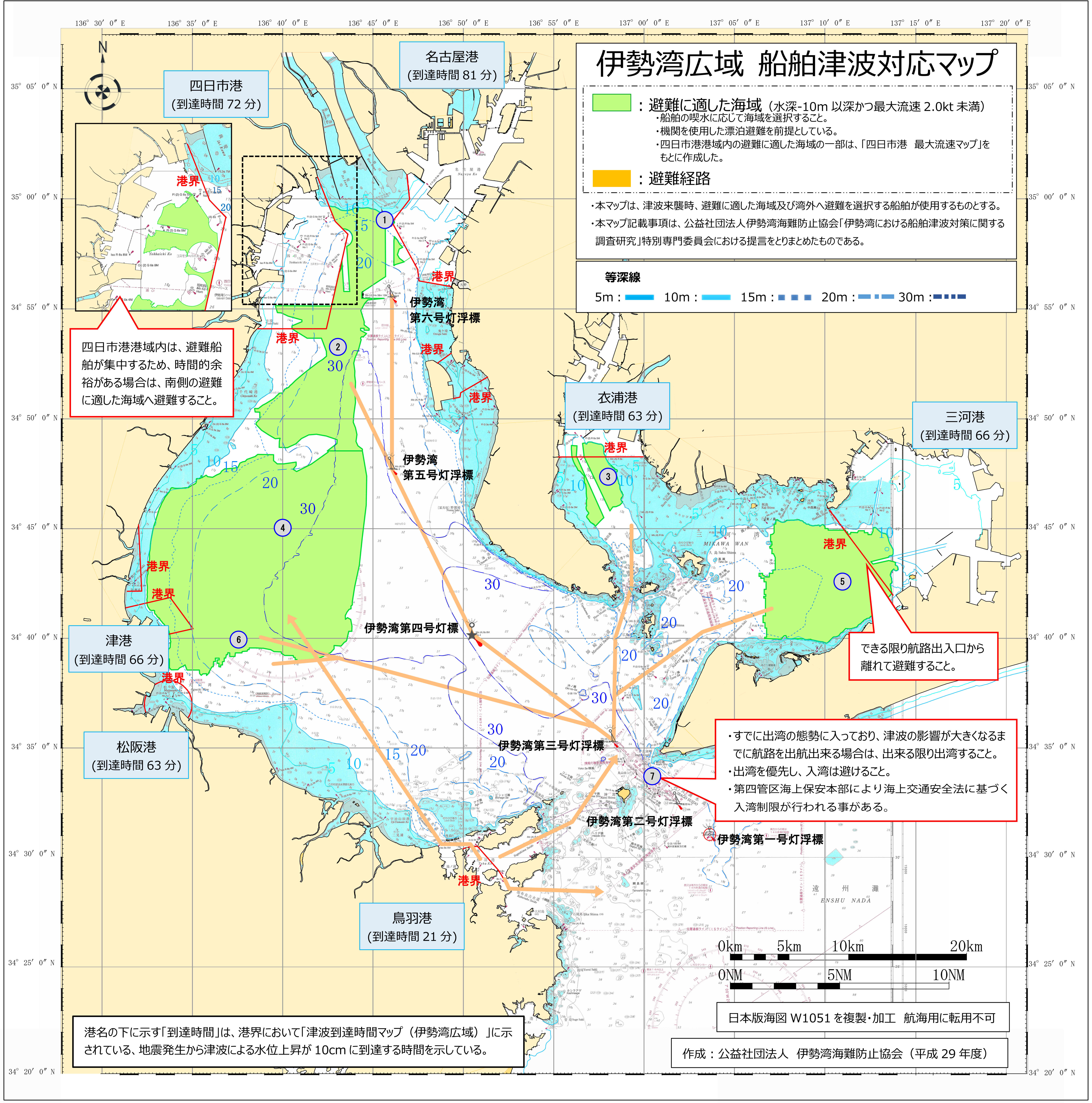

別　紙

第二警戒体制発令中の管制信号の運用

1　管制信号関係

(1)　第二警戒体制発令時

イ　東水路、西水路、北水路何れについても出航信号「O」とし、管制船舶は東水路から港外へ退避させることとする。

信号切替時に水路入航中の管制船舶については、名古屋港海上交通センターにより航行支援を実施し、適宜の海域において反転、出航体制に移行させる。

ロ　名古屋港海上交通センターは管制船舶の他、必要に応じて水路航行中の船舶に対する支援を実施するものとする。

(2)　避難完了から解除までの間

東水路、西水路、北水路何れについても出航信号「O」を継続する。

(3)　解除時

全ての水路を自由信号「F」とし、以降、通常運用とする。

2　名古屋港海上交通センターとの連絡等

避難船舶等については、準備できた船舶から名古屋港海上交通センターと連絡を取った後、安全間隔を保って出港させる。

この場合、管制船舶については事前通報を要する。